

○防衛省告示第三十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和四年二月二十五日次のとおり決定された。

令和四年三月二日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一五四	沼津海浜訓練場	沼津市	国有	土地…約二七、〇〇〇平方メートル
			公有	土地…約一、一〇〇平方メートル
			民有	土地…約六〇平方メートル

水域…約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和四年三月一日から同月二十五日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三〇四九 所沢通信施設 所沢市 国有 工作物…囲障等

囲障等として追加提供する。

六〇二二 嘉手納弾薬庫地区 沖縄市、うるま市 国有

工作物…囲障等

囲障等として追加提供する。

六〇七六 陸軍貯油施設

うるまし

国有

工作物・雑工作物等

送油管等として追加提供する。